

2 地方税制の動き（令和5年度）

(1) 地方税制改正のあらまし

令和5年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 自動車税・軽自動車税

- (ア) 環境性能割に係る税率の適用区分について、燃費基準を令和5年末まで据え置き、令和6年から厳格化する。
- (イ) 種別割のグリーン化特例について、適用期限を令和8年3月末まで3年延長する。

イ 個人住民税

NISA（少額投資非課税制度）について、以下の見直しを行った上で、恒久化する。

- ・ 非課税保有期間を無期限化
- ・ 年間の投資上限額の引上げ及び生涯の投資上限額の設定
- ・ 現行、選択制である「つみたてNISA」「一般NISA」を、「つみたて投資枠」「成長投資枠」とし、併用可能とする。

	非課税保有期間		年間投資上限額		生涯投資上限額
	改正前	改正後	改正前	改正後	
つみたてNISA →つみたて投資枠	20年	無期限	40万円	120万円	1,800万円 上記のうち 1,200万円
一般NISA →成長投資枠	5年		120万円	240万円	

※ 令和6年から

ウ 固定資産税

- (ア) 中小事業者等の生産性向上や賃上げを促すため、一定の機械・装置等について、最大で5年間、課税標準を価格の3分の1とする措置を講じる。

※ 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したものに適用

- (イ) 長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションについて、工事完了の翌年度分の税額から条例で定める割合（6分の1以上2分の1以下）に相当する金額を減額する措置を講じる。

※ 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに工事を行ったマンションに適用

(2) 都独自の改正

以上の地方税制改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

ア 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、令和5年度においても継続する。

認可保育所等のために有料で貸し付けられた土地に対する固定資産税等の減免措置を、令和7年4月1日まで延長する。

(3) 令和5年度東京都税制調査会報告の概要

令和5年10月26日、東京都税制調査会（以下「都税調」という。）は「令和5年度東京都税制調査会報告」を取りまとめ、知事へ提出した。

都税調は、地方分権の時代に相応しい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけでなく、地方全体の立場から提言していくことを使命として、平成12年5月に設置された知事の懇談会である。

3年を1期とする都税調において、令和5年度は第8期の2年目にあたる。令和5年度は、地方税財源の拡充と安定的な地方税体系を念頭に置きつつ、ふるさと納税や宿泊税などの都が直面する税制上の課題とともに、環境関連税制や、少子化などの政策課題に係る税制上の対応等について検討を行った。

以下、令和5年度の報告の概要を紹介する。

ア 税制改革の視点

(ア) 少子高齢・人口減少社会

- a 我が国は、世界に類のないスピードで少子高齢化が進んでいる
- b 社会保障給付費が増加し、その財源として公費負担が行われるが、その多くは公債依存を通して将来世代に負担を先送りしており、国・地方の財政状況及び社会保障制度の持続可能性からみても問題

- c 全ての世代でその能力に応じて負担し支え合い、必要な人が必要な社会保障サービスを受けることができる「全世代型の社会保障」の構築が必要
- d 税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平性等、税制全体のあるべき姿について総合的に検討すべき
- (イ) 地方分権改革の推進
 - a 地方自治体は、豊かな地域社会の実現に向け、重要な役割を果たしており、今後も経済社会の構造変化に対応すべく取組が求められている
 - b 地域の課題に自主的に取り組めるように権限を拡大し、それに見合う持続可能な地方財政基盤を構築することが必要であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない
- (ウ) 財政の持続可能性の確保
 - a 財政再建は我が国にとって避けては通れない課題。行政サービスのための財源を安定的に確保する上で、給付と負担の適正化が不可欠
 - b 国及び地方自治体は、納税者たる国民・住民に真摯に向き合い、社会保障関係経費等の増大に対応した国税及び地方税の充実・確保等を進め、その中で所得・資産の捕捉、課税ベースの適正化、滞納整理の推進等、国民・住民の公平感を高める努力が必要
- (エ) 地方税体系の在り方
 - a 地方自治体が、自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保を図るとともに、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すべき。それとともに、地方自治体間の財源の不均衡が調整されるよう、地方交付税を確保すべき
 - b 所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税するとともに、所得課税・消費課税及び資産課税を適切に組み合わせ、均衡のとれた税体系とすることが重要
- (オ) 所得格差に対応した税制

所得格差の拡大は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題であり、解決に向けて、社会保障、教育、労働政策等の総合的な取組が必要。これらの給付に必要な歳出の確保と併せ、税制においても所得再分配機能を適切に発揮することが求められる
- (カ) 税制のグリーン化
 - a 欧州を中心に「グリーンリカバリー」の流れが生まれ、世界中で脱炭素化に向けた動きが加速
 - b 国及び都は、温室効果ガス排出量の削減目標等を相次いで表明。令和32（2050）年までのカーボンニュートラルに向けた様々な取組を推進
 - c 環境重視の社会経済を構築していくためには、環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠
- イ 税制改革の方向性
 - (ア) 個人所得課税
 - a 金融所得課税・代替ミニマム税
 - (a) 金融所得に係る課税の現状と課題
 - i 高所得者層ほど所得に占める金融所得の割合が高く、金融所得の多くが分離課税により、総合課税よりも低い税率が適用されているため、高所得者層の所得税負担率が低くなっている
 - ii 少子高齢化が進む中で、世代間の公平の観点からも、金融所得課税の在り方は重要
 - (b) 金融所得課税の在り方
 - i 所得階層間における負担の公平性の確保及び所得再分配機能の強化に向けて、課税方式、税率水準、追加的課税等について検討が必要
 - ii 金融所得課税は、所得再分配の観点からは総合課税が望ましいが、当面分離課税が適当。その税率については、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮しつつ、諸外国の段階的課税の課税方式も参考にして税率の引上げを検討すべき
 - iii 「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置については、今後の課税状況を踏まえながら、制度の見直しを検討すべき
 - b 「ふるさと納税」
 - (a) 「ふるさと納税」の状況と問題点
 - i 平成20年度税制改正により創設された「ふるさと納税」は、受益と負担の関係という地方税の原則を歪めるとともに垂直的公平の観点でも大きな問題
 - ii インターネット通販化した実態など、本来は見返りを求めない「寄附」とはかけ離れた利用が常態化
 - iii 寄附受入額について地方自治体間格差が生じている

- iv 返礼品調達費のほか様々な費用により、地方自治体が活用できるのは寄附額の5割程度にとどまり、本来、住民への行政サービスとして提供されるべき財源が地方自治体の外に流出しているとも言える
- v 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、地方から国への財源の移転と同じであり、不合理な制度
- (b) 「ふるさと納税」の抜本的見直しに向けた検討
 - i 抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきとして、以下のような意見が出された
 - (i) 見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合を段階的に引き下げていくべき。特定の事業を応援するクラウドファンディング型への制度の変更も考えられる
 - (ii) 垂直的公平の観点から、特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる
 - (iii) 返礼品は、所得税法第78条第2項第1号における「特別の利益」に当たると考えられ、寄附金控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき
 - (iv) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」による地方自治体の税収減分は国によって補填されるべき
 - (v) 地方自治体が寄附先を指定できる制度とすることも考えられる
 - ii 「ふるさと納税」の問題を都民に提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要
- (イ) 地方法人課税
 - a 地方法人課税の意義と課題
 - (a) 法人事業税と法人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税
 - (b) 地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要
 - (c) 法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる
 - b 地方法人課税の偏在是正措置
 - (a) 国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するもの。また、法人が受けた行政サービスに応じて地方自治体が課税・徴収する地方税を縮小し、それを財政調整の手段として受益関係のない他自治体に配分することは、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する
 - (b) こうした地方法人課税における手法は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を行うべきではない
 - (c) 地方自治体間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方自治体が担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである
- (ウ) 資産課税
 - a 固定資産税
 - (a) 今後、少子高齢化の一層の進展に伴い、社会保障関連支出の増大が見込まれる中、景気変動の影響を受けにくく安定的に税収を確保しうる資産課税の重要性は一段と高まっていくと考えられる
 - (b) 家屋の評価方法である再建築価格方式は、公平で適正な方法として最も適当であるとされているが、複雑で精緻すぎるため、迅速に評価でき、かつ、簡素で分かりやすい仕組みとする方向で、見直しに取り組む必要
 - b まちづくりと資産課税
 - (a) 特定の政策目的に資する税負担軽減措置については、政策効果と公平性とのバランス、インセンティブ効果、より有効な手法の可能性、事業部門による施策と税制との役割分担、税収への影響等を十分に勘案する必要
 - (b) 空き家対策には、外部不経済に着目し、空き家に対する保有税負担を重くすること及び空き家の流通を促進すべく譲渡所得課税等の負担を軽減することが考えられる
 - (c) 空き家の発生を抑制する観点から、既存住宅の質と魅力を高める改修へのインセンティブを高めることにより、既存住宅の有効活用を促進することが重要
 - (d) 新築住宅については、量的供給よりも、環境性能・耐震性等、質の高い住宅の供給が促されることが重要
- (エ) 環境関連税制 ～住宅の脱炭素化と税制～
 - a 家庭部門における脱炭素化の取組の必要性
 - (a) 温室効果ガス排出量削減には、エネルギー利用に由来するCO2の排出抑制対策を強化していくことが不可欠

- (b) 家庭部門のエネルギー消費量については、平成12（2000）年度と令和3（2021）年度とを対比すると、他の部門と比べ削減割合が小さく、都においては唯一増加している。家庭部門の取組の中核として住宅の脱炭素化の促進が重要

b 住宅の環境性能に応じた不動産取得税の税率設定

- (a) 住宅の脱炭素化に向けて、取得時において断熱・省エネ性能が優れた住宅の選択を促すため、不動産取得税に、環境性能に応じて税率を設定する環境性能割を導入することが有効であると考えられる。ただし、その制度を構築する際には、税負担の公平性に配慮することが望ましい
- (b) 不動産取得税は課税標準の特例措置等により課税割合が小さくなっており、環境性能割の導入に当たっては、課税ベースを拡大することを併せて考える必要

c 住宅（新築・既存）への税制措置

- (a) 住宅の脱炭素化を図るには、「環境性能の高い新築住宅の供給」と「既存住宅の改修」の二つの方向からアプローチすべき
- (b) 固定資産税の新築住宅に係る減額措置については、環境性能の観点を盛り込むべきであり、令和7（2025）年度に義務化される平成28年省エネ基準、さらにはZEH水準等、環境性能の高い住宅に減額の対象を重点化すべき
- (c) 既存住宅に対する省エネリフォームに係る減額措置については、新築住宅に省エネ性能が義務化されることを踏まえ、既存住宅の環境性能を高めるインセンティブを与えるため、減額割合及び要件の緩和等、制度の見直しを行うべき

(オ) 宿泊税

a 宿泊税の創設経緯と概要

- (a) 宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的として、平成14（2002）年10月に導入された法定外目的税である
- (b) 宿泊税の納税義務者は、都内に所在するホテル又は旅館に宿泊する者であり、宿泊料金が1人1泊1万円未満の宿泊は課税が免除されている

b 宿泊税を取り巻く状況の変化

- (a) 訪日外国人旅行者数及び訪都外国人旅行者数は右肩上がりが増加し、令和元（2019）年には過去最多となった
- (b) 宿泊税創設当時に比べ、外資系・高級リゾートホテルの都内進出により、高価格帯ホテルが増加し、また、東京都区部の宿泊料金は上昇傾向にある。加えて、民泊の増加等、宿泊施設は多様化するなど、状況が変化している

c 今後の宿泊税の在り方

- (a) 宿泊料金の上昇、外資系高級ホテル等の高額な宿泊の増加、観光産業振興費の増加等も踏まえ、税負担水準を引き上げる方向が適当
- (b) 外資系高級ホテルなど高額な宿泊が増加しており、その宿泊料金に応じた新たな税率区分を設定することなどを検討すべき
- (c) 税率について、一方で、宿泊料金の変動等、社会経済の変化に順応しつつ、高価格帯のホテル等への宿泊に応分の負担を求める観点からは、定率での課税が有効。他方で、定額での課税は、宿泊者への分かりやすさ、特別徴収義務者であるホテル・旅館にとって税額を計算しやすいなど事務コストが小さいこと等の点でメリット
- (d) 東京都内における宿泊客は、海外客・国内客・都内客と様々で、その目的も観光・ビジネスなど多種多様。応益課税の考え方から、宿泊税の課税趣旨及び税収用途との関係で課税対象者等を整理する必要
- (e) 公平性・応益課税の観点からは、宿泊料金による課税免除を見直すこと、民泊等も課税対象とすることが考えられる。ただし、課税庁と特別徴収義務者の双方にとって事務コストが高くなる恐れがあり、費用対効果を勘案する必要

(カ) 税務行政のDX推進

- a 行政機関の間等の情報連携は、納税者の利便性向上及び行政機関等の事務の効率化に資する
- b 情報連携の推進に向け、地方税法の守秘義務との関係が課題となる。提供可能な情報の範囲や提供可能な場合の整理を進めるべき。その上で、法令等に明示していくことも検討すべき

ウ 直面する政策課題と税制

(ア) 子供を産み育てやすい社会と税制の在り方

a 少子化対策・子育て支援の意義

- (a) 加速度的に進む少子化は、日本社会の存立基盤を揺るがす重大な危機

- (b) 少子化の背景には、経済的な不安定さのほか、仕事と子育ての両立の難しさ、家事、育児の負担が女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感等様々な要因
- (c) 希望する誰もが、子供を持ち、安心して子育てができる社会を目指すべき
- b 少子化対策・子育て支援施策の状況
 - (a) 国は「こども家庭庁」を新設し、「児童手当の拡充」、「保育士の職員配置基準の見直し」、「こども誰でも通園制度（仮称）の創設」等の施策を掲げ、政府全体でこども政策を強力に推進
 - (b) 都は「子供政策連携室」を新設し、「018サポート」、「第2子の保育料無償化」、「都立大学・都立高専の授業料実質無償化」等幅広い少子化対策を進めている
- c 子供を産み育てやすい社会に資する税制の在り方
 - (a) N分N乗方式は、公平性の観点等から課題が大きい
 - (b) 子育て世帯への経済的支援について、所得によって給付の対象を制限する場合には、給付付き税額控除の導入も有効な方策。ただし多くの課題
 - (c) 子育てと仕事の両立については、家事育児支援サービスの利用を支援する税制措置も考えられる。また、子育てと仕事の両立を支援する労働環境の整備を積極的に行う企業を対象に税制を含めた支援措置も考えられる
 - (d) 現行の社会保険料には公平の観点から問題がある。その仕組みの活用を、こども・子育て支援の財源確保策の中で検討する場合、社会保険制度自体の再構築と併せて議論すべき
- (イ) 女性が活躍しやすい社会と税制の在り方
 - a 社会経済状況の変化と目指すべき社会の姿
 - (a) 税制・社会保障制度の枠組みは、男性稼ぎ手型世帯を標準として設計・構築されているが、社会経済状況は大きく変化
 - (b) 一人一人がその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、多様な生き方を選択することができる社会の実現が重要
 - (c) 女性が結婚・妊娠・出産を含め自ら生き方を選択できる環境の整備に加え、女性の職域拡大・登用促進等、社会環境を整えることが肝要
 - b 女性参画の現状
 - (a) 女性の有業者数が過去最多となっているが、有業者に占める正規雇用の割合は30代以降低下し、いわゆる「L字カーブ」が問題となっている
 - (b) 有配偶パートタイム女性の就業調整が未だに続いている
 - (c) 管理的地位に占める女性の割合は低く、女性の登用は十分でない
 - c 女性が活躍しやすい社会に資する税制の在り方
 - (a) 我が国の税制・社会保障制度は男性稼ぎ手型世帯を標準として設計・構築されているが、社会状況は大きく変化しており、生き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の在り方を検討すべき
 - (b) 税制上の年収の壁は、税制改正により解消している。社会保険上の年収の壁への対応として、本来は社会保険制度の改革が必要であるが、勤労促進型給付付き税額控除の導入も考えられる。ただし多くの課題
 - (c) アンペイドワークについて、評価する仕組み、支援を検討することも考えられる